

# － 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 －

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例

公布年月日・番号 令和5年3月17日・東京都規則第11号

## 第1 概要

### 1 改正理由

平成20年7月に、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「条例」という。）が改正され、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例（平成20年東京都条例第93号）附則第9項及び第10項により、条例の改正前に知事が指定した「地域冷暖房計画区域」は、改正後の条例の「地域冷暖房区域」に読み替えられ、その指定及び指定の取消しに係る基準については、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成21年東京都規則第126号。以下「規則」という。）附則第2項により、経過措置として暫定基準が設定された。この暫定基準の適用期間については、延長を実施し、令和5年3月31日までとじていたものである。

現在、設備更新の進展と一部熱需要の回復に伴う運転効率の向上により、全体平均としてエネルギー効率が改善するとともに、暫定基準の未達区域も前年度の11区域から6区域に減少してはいるものの、本則による基準を満たす区域数に変化はない。

また、「カーボンハーフ実現に向けた条例制度改正の基本方針」（令和4年9月9日策定）に基づき、令和6年4月施行の条例改正において、地域冷暖房事業における脱炭素化の推進に向け、再エネ利用等の脱炭素化に資する取組をエネルギー効率に反映できるよう制度強化を実施する予定である。

以上のことから、条例制度改正後の地域冷暖房事業における再エネ利用実績等を踏まえ、今後の暫定基準の扱いを検討することとし、暫定基準の適用期間を令和8年3月31日まで延長する。

### 2 改正内容

附則第2項に規定する暫定基準の適用期間の末日を「令和5年3月31日」から「令和8年3月31日」に改める。

## 第2 施行日

公布の日

## 第3 問合せ先

環境局気候変動対策部地域エネルギー課

直通 03-5388-3488